

筑西市誕生 20 周年記念事業冠名称及び ロゴマーク使用取扱いについて（概要）



筑西市

1 はじめに

筑西市は令和7年3月28日に誕生20周年を迎えます

本市が令和7年3月28日に誕生20周年を迎えることを記念し、祝賀の機運を高めることを目的に記念ロゴマークを制定しました。記念ロゴマーク及び「筑西市誕生20周年記念」の冠名称の使用について必要な事項を定めましたので、使用を希望する場合は、下記のとおり申請してください。

2 冠名称及び記念ロゴマークの使用について

■使用目的

本市が令和7年3月28日に誕生20周年を迎えることを祝い、盛り上げるために使用すること。

■使用期間

令和8年1月に実施する「令和8年二十歳の集い」開催日まで

■冠名称と記念ロゴマーク

冠名称（2種類）	ロゴマーク
(1) 筑西市誕生20周年記念 (2) ちく誕20	

■使用料

冠名称及び記念ロゴマークの使用料は無料です。

■使用例

冠名称は、誕生20周年を迎えることを祝い、盛り上げることを目的としたものに使用できます。

例)

- ・企業、団体が自社の商品に使用する。
- ・企業、団体が自社のポスター、チラシ、ノベルティ、名刺、web ページなどに使用する。
- ・企業、団体が主催するイベントで使用する。

■使用できないもの

以下に該当する場合は使用できません。

- (1) 筑西市誕生20周年記念事業の基本理念に則さないおそれがあるとき。

筑西市誕生20周年記念事業の基本理念

未来へ躍動する「ちくせい」に繋げるため、筑西市の20年の歩みを振り返りながら、わが街「ちくせい」への誇りと愛着を高め、まちの魅力や地域資源を再発見する記念事業を実施する。

- (2) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (5) 申請者が筑西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき、代表者若しくは役員に同条第3号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であるとき又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が冠名称又はロゴマークの使用を不適當と認めるとき。

3

手続き方法

■申請～使用後の実績報告まで

①申請書提出

使用承認申請書を広報広聴課へ提出してください。

【申請が不要の場合】

次の（１）～（４）で使用する場合は申請手続きは不要です。

- （１）市又は市の機関が使用するとき。
- （２）市が共催、後援又は協賛する事業で使用するとき。
- （３）本市の区域内に存する学校その他教育関係機関が教育の目的で使用するとき。
- （４）報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

②承認

- ・使用承認（不承認）通知書で使用の可否をお知らせします。
- ・記念ロゴマークのデータ（ai、png、jpeg）はメールでお渡しします。
- ・承認を受けた内容を変更する場合は、使用変更承認申請書の提出が必要です。

③実績報告

- ・使用期間が満了したら、実績報告書を提出してください。
- ・冠名称又は記念ロゴマークを使用して作成した物品（写真可）を併せて提出してください。

【申請先・問合せ先】

筑西市市長公室広報広聴課（本庁４階）

住所：〒308-8616 筑西市田中町丙360

TEL：0296-24-2172